

お客様各位

令和5年12月

さがみ信用金庫

## 決算期を迎えるお客様の「インボイス管理票」取得時にご留意いただきたい点について

令和5年10月より消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されたことに伴い、ご希望のお客様に「インボイス管理票」を発行しておりますが、下記事項についてご留意ください。

### 記

#### 1. 「インボイス管理票」の反映日について

「インボイス管理票」は、後収手数料（※）の記載が、お取引の翌々月に反映される仕様となっております。

そのため「インボイス管理票」を翌月に取得した場合、計上されない手数料が発生いたします。

すべての手数料が計上された「インボイス管理票」は、翌々月に取得したものととなりますので、決算や税務申告等でご使用になる場合には、税理士・会計事務所等にご確認いただくことをおすすめいたします。

※主な後収手数料・・・残高証明書（継続発行）、でんさい、ANSER・HB手数料

#### 2. その他

- （1）定例発行（ご郵送）にてインボイス管理票を取得されているお客さまには、影響ございません。
- （2）ご不明な点等ございましたら、さがみ信用金庫事務部までご連絡願います。

以上

※本件にかかるお問い合わせ先  
さがみ信用金庫 事務部  
0465-24-3181  
(平日9時～17時)

さがみ信用金庫